

## 水質検査結果の概要（令和6年度）

項目名	対象	項目の説明	実施箇所数	結果
毎日検査項目	色、濁り、消毒の残留効果	1日1回、給水栓水（蛇口から出る水道水）の検査を行うことが法令で義務付けられている項目です。	給水栓水：92か所	異常はありませんでした。
水質基準項目	一般細菌、鉛、水銀など51項目	法令で検査が義務付けられている項目です。水道水については、全ての基準値に適合していなければなりません。	給水栓水：99か所 原水：85か所	給水栓水について、基準に適合しました。
水質管理目標設定項目	農薬類、ウランなど27項目のうち、25項目（※1）	毒性評価が暫定であるものや、水道水中で検出される可能性が低いものなど、水質基準として定めるには至らないものの、水質管理上留意する必要がある項目です。	給水栓水：13か所 原水：14か所	給水栓水について、ランゲリア指数を除き目標値を達成しました。（※2）
指標菌	大腸菌、嫌気性芽胞菌	原水（水道水の元となる伏流水や井戸水）の糞便による汚染の指標となる菌です。	原水：85か所	一部の原水で検出しました。
クリプトスポリジウム等	クリプトスポリジウム、ジアリジウム	塩素による殺菌が困難な耐塩素性病原生物です。	原水：44か所	検出しませんでした。

（※1）鳥取市では消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、二酸化塩素とその分解物である亜塩素酸の2項目を除きます。

（※2）ランゲリア指数は、水道施設の維持の観点から設定されている項目であり、健康に影響を与えるものではありません。